

有松まちづくりの会 会 則

第1条 名 称

本会は、有松まちづくりの会と称し、事務所を有松商工会に置く。

第2条 目 的

本会は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、日本遺産にも認定されたことを生かし、江戸初期より絞り産業地として発展した町並みを保存し、祭りをはじめとする文化と絞り産業の普及に寄与し、活力あふれる有松のまちづくりを促進することを目的とする。

第3条 会 員

会の目的に賛同し、入会手続きを行い、かつ会費を納めるものを会員とする。

第4条 会 費

- 1項 会員は本会の目的を達成するために、年会費1口1,000円以上を納入する。
ただし、会報など刊行物を郵送にて受取ることを希望する者は、年会費を2口以上納入する。
- 2項 本会は、会費のほかに、助成金・寄附金を会の運営に充当する。

第5条 事業

本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 町並み保存・まちづくりに関する調査・研究
- (2) 町並み保存・まちづくりに関する講演会・見学会・交流会等の開催
- (3) 国、自治体との意見交換及び協働
- (4) 地域関係諸団体との交流と協働
- (5) 重伝建地区の維持・発展のために不可欠な町並み相談会に参加
- (6) その他、必要と認められる事業

第6条 役 員

- 1項 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 2名
理 事 若干名
会 計 1名

- 2項 役員を選出と任期

- (1) 役員は、現会長が推薦し総会において選出する。
- (2) 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。
- (3) 会長および副会長は、役員会で互選する。
- (4) 各部長は、会長が推薦し役員会で承認する。

第7条 会計監査および顧問・参与・相談役

- (1) 本会に会計監査を2名置く。
- (2) 顧問・参与・相談役を置くことができる。

第8条 役員の任務

役員の任務は、以下のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある際はその職務を代行する。
- (3) 理事は、各部に所属し、活動の推進に当たる。
- (4) 会計は、会の会計実務を担当する。
- (5) 各部長は、各部を代表し役員会に課題を提案する。

第9条 組織

会は、目的達成のため次の各部を置く。

- (1) 総務・財務部＝会全体にかかわる状況の把握と調整、会計実務をおこなう。
- (2) 企画・事業部＝企画の立案と提案、推進にあたる。
- (3) 広報部＝会報の発行など、事業および会について広報につとめる。

第10条 会議

会を運営するために、総会の他、次の会議を行う。

- (1) 役員会：役員全員を対象とし、毎月1回定例で開催する。
また、会長が必要と認めたとき及び役員の1/3以上の開催要求があったとき開催する。
- (2) 部長会：総務部長が毎月1回召集し、各部長が参加し、議題についての整理と問題提起、事業の進行状況について検討し、役員会への報告と提案を行う。

第11条 総会

総会は毎年1回開催し、会長が招集する。

総会は会員の1/3以上の出席（委任状も含む）をもって成立し、次の事項に関し出席会員の過半数の同意により決定する。

- (1) 会則の変更または廃止。
- (2) 役員の選出または解任。
- (3) 毎年度の事業計画・予算および決算。
- (4) その他の事項。

第12条 会計年度

会計年度は、毎年4月より翌年3月末とする。

附則

昭和57年12月11日制定し、一部改正し昭和60年4月1日より実施する。

平成2年7月7日開催の総会において、3 会員の項を一部変更する。

平成11年6月24日の総会において、役員および参与の項を一部変更する。

平成15年6月19日の総会において、役員の項を一部変更する。

平成26年5月15日の総会において、会費及び事業の項を全項変更する。

令和3年5月19日の総会において、目的、役員や役員会、組織、会議、事業等の項を変更する。